

石川県公報

令和 2 年 11 月 27 日

第 1 3 3 6 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示			
○一般競争入札の落札者等	(管 財 課)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 11
○石川県資源管理方針の策定	(水 産 課)	2	○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) 12
○一般国道の区域の変更	(道路整備課)	7	○土地区画整理組合の解散認可公告 (都市計画課) 12
○県道の区域の変更	(同)	7	○土地区画整理事業に係る換地処分公告 (同) 13
○一般国道の供用の開始	(同)	7	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 13
○県道の供用の開始	(同)	8	選挙管理委員会
○道路の占用を制限する区域の指定	(同)	8	○政治団体の届出の公表 13
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	8	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 14
○土砂災害警戒区域の解除	(同)	10	○政治団体の解散の届出の公表 14
			○資金管理団体の届出の公表 14
			○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定 15
			○不在者投票を取り扱うことのできる施設の名称の変更 15
公 告			
○予防接種を行う医師に係る変更の公告	(健康推進課)	11	
○予防接種を行う医師に係る変更の公告	(同)	11	

告 示

石川県告示第395号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
凍結防止剤 塩化ナトリウム (25kg 詰包装袋)
予定数量50 t 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和2年10月21日
- 落札者の名称及び所在地
加能塩業株式会社
金沢市芳斉一丁目16番28号
- 落札金額
26,400円/t
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和2年9月8日

-
- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法

凍結防止剤 塩化ナトリウム(1t詰フレキシブルコンテナ)

予定数量9,500t(最大14,800t) 購入

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県総務部管財課

金沢市鞍月1丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和2年11月16日

4 落札者の名称及び所在地

加能塩業株式会社

金沢市芳斉一丁目16番28号

5 落札金額

23,320円/t

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年11月4日

石川県告示第396号

漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95条)附則第3条第1項の規定により、同法第1条の規定による改正後の漁業法(昭和24年法第267号)第14条第1項の規定の例により、石川県資源管理方針を次のとおり定めた。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面漁業は、平成30年の生産量で約6.2万トン、生産額は約17億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約2.4千人であり、能登地方をはじめとする本県の多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法(以下「法」という。)第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに留保枠を設けること

ができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。ただし、水産資源の特性及び採捕の実態を勘案して、漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められるときは、漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び石川県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 石川県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、石川県資源管理方針についての検討を行うとともに、石川県資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 さんま」から「別紙1-3 まいわし対馬暖流系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1 さんま)

第1 特定水産資源

さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県知事管理漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

石川県知事管理漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。また、当該区分における漁獲努力量の管理措置として、本県においては、さんまを目的とする採捕は行わないこととする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
定置漁業 (法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づき漁業をいう。)	63 (単位: 免許統数)

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙 1 - 2 まあじ)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県知事管理漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業 (大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

石川県知事管理漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
中型まき網漁業 (法第57条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業をいう。)	6 (単位: 許可件数)
定置漁業 (法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づき漁業をいう。)	63 (単位: 免許統数)

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙 1 - 3 まいわし対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群 (以下「まいわし」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業 (法第57条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 石川県その他漁業(定置漁業等)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業(石川県中型まき網漁業区分の対象とする漁業及び大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 管理区分への配分の基準

漁獲可能量から県の留保を除いた数量を、直近3年間のそれぞれの知事管理区分における漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、それぞれの知事管理区分に配分するものとする。

2 県の留保

県の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、管理年度当初に石川県に配分される漁獲可能量のおおむね2割とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の8割を超えた場合は、当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を、県の留保から配分することができることとする。

3 管理区分間の漁獲可能量の融通

石川県中型まき網漁業区分及び石川県その他漁業区分の間で漁獲可能量の融通を行う場合は、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要となる数量を相互に融通することができることとする。

4 管理年度途中における配分の基準

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他県の知事管理区分との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量(追加配分量という。以下同じ。)については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものと

する。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の8割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができることとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の85%を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

石川県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年11月27日から同年12月11日まで縦覧に供する。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
305号	加賀市大聖寺地方町壱参25番2地先から 加賀市大聖寺三ツ町ワ101番1地先まで	旧	8.12~12.38	634.3	大聖寺 土木事務所 維持管理課
		新	11.00~36.77	634.3	

石川県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年11月27日から同年12月11日まで縦覧に供する。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
輪島山田線	鳳珠郡能登町字山田ル字41番1地先から 鳳珠郡能登町字山田九田字149番2地先まで	旧	5.80~12.35	154.7	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	7.77~30.28	149.6	
"	鳳珠郡能登町字山田ヌ字1番1地先から 鳳珠郡能登町字山田ヌ字22番乙地先まで	旧	5.01~5.84	48.7	"
		新	9.30~17.62	48.7	
"	鳳珠郡能登町字山田七田字3番1地先から 鳳珠郡能登町字山田六田字113番1地先まで	旧	8.12~12.47	34.0	"
		新	11.97~12.54	34.0	

石川県告示第399号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和2年11月27日から同年12月11日まで縦覧に供する。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
305号	加賀市大聖寺地方町壱参25番2地先から 加賀市大聖寺三ツ町ワ101番1地先まで	令和2年11月30日	大聖寺 土木事務所 維持管理課

石川県告示第400号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和2年11月27日から同年12月11日まで縦覧に供する。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
輪島山田線	鳳珠郡能登町字山田ル字41番1地先から 鳳珠郡能登町字山田九田字149番2地先まで	令和2年11月27日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	鳳珠郡能登町字山田ヌ字1番1地先から 鳳珠郡能登町字山田ヌ字22番乙地先まで	〃	〃
〃	鳳珠郡能登町字山田七田字3番1地先から 鳳珠郡能登町字山田六田字113番1地先まで	〃	〃

石川県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和2年11月27日から同年12月11日まで縦覧に供する。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	305号	加賀市大聖寺地方町壱参25番2地先から 加賀市大聖寺三ツ町ワ101番1地先まで	大聖寺土木事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年11月27日

石川県告示第402号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
花立	小松市花立町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
新保	小松市新保町	〃	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
朝日	白山市鶴来朝日町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
中宮	白山市中宮	〃	〃	〃
東二口	白山市東二口	〃	〃	〃
白峰	白山市白峰	〃	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所建設課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

3 県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
小池	金沢市小池町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
東原	金沢市東原町	〃	〃	〃
清瀬	金沢市清瀬町	〃	〃	〃
下谷	金沢市下谷町	〃	〃	〃
小原	金沢市小原町	〃	〃	〃
菅池第 2	金沢市菅池町	〃	〃	〃
甥杉	金沢市甥杉町	〃	〃	〃
月浦	金沢市月浦町	〃	〃	〃
砂子坂	金沢市砂子坂町	〃	〃	〃
田上本町	金沢市田上本町	〃	〃	〃
寺津	金沢市寺津町	〃	〃	〃
熊走	金沢市熊走町	〃	〃	〃
松根	金沢市松根町 金沢市曲子原町 金沢市土子原町 金沢市堀切町	〃	〃	〃
市の谷	津幡町市の谷	〃	〃	〃
種	津幡町種	〃	〃	〃
菩提寺	津幡町菩提寺	〃	〃	〃
平谷	津幡町津幡	〃	〃	〃
倉見	津幡町倉見	〃	〃	〃
上野	津幡町上野	〃	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

4 中能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
清水原	宝達志水町清水原	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
吉野屋	宝達志水町吉野屋	〃	〃	〃
下石(1)	宝達志水町下石	〃	〃	〃
下石(2)	宝達志水町下石	〃	〃	〃
針山	宝達志水町針山	〃	〃	〃
神子原	羽咋市神子原町	〃	〃	〃
石動山	中能登町石動山	〃	〃	〃
大福寺(1)	志賀町大福寺	〃	〃	〃
七海	志賀町富来七海	〃	〃	〃
牛下	志賀町富来牛下	〃	〃	〃
六実	志賀町六実	〃	〃	〃
鶉野屋	志賀町鶉野屋	〃	〃	〃
山崎	七尾市山崎町	〃	〃	〃
越ヶ口	七尾市中島町河内	〃	〃	〃
上野出	七尾市中島町西谷内	〃	〃	〃
谷内	七尾市中島町谷内	〃	〃	〃
代本	七尾市中島町上町	〃	〃	〃
外原	七尾市中島町外原	〃	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県中能登土木総合事務所河川砂防課及び羽咋土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

5 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
中斉	能登町中斉	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第403号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
法島町2号	金沢市法島町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名について、次のとおり変更があった。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

A類疾病及びB類疾病

医師の氏名		予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	変更年月日
新	島 田 董	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院	令和2年6月10日
旧	山 田 董		
新	小 坪 有 瑳	〃	令和2年10月1日
旧	辻 本 有 瑳		

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

B類疾病のみ

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
時 国 信 弘	七尾市津向町野中20番1 医療法人財団愛生会 浜野西クリニック	七尾市津向町野中20番1 医療法人財団愛生会 浜野西病院	令和2年4月1日
岩 瀬 俊 郎	〃	〃	〃
由 利 健 久	〃	〃	〃
飛 田 研 二	〃	〃	〃

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- パトリア
七尾市御祓町1番地
ミナ・クル
七尾市神明町1番地

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) パトリア

七尾市

七尾市長 不嶋 豊和

七尾市袖ヶ江町イ部25番地

(変更後) パトリア

七尾市

七尾市長 茶谷 義隆

七尾市袖ヶ江町イ部25番地

3 変更の年月日

令和2年11月7日

4 変更する理由

七尾市長交代によるもの

5 届出年月日

令和2年11月11日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部商工観光課

7 届出等の縦覧期間

令和2年11月27日から令和3年3月27日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年3月27日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
有限会社 ファーマー	輪島市	輪島市門前町本市は30番ほか1筆
西尾 哲彦	金沢市	金沢市打木町西259番ほか1筆
農事組合法人 ファーム東蚊爪	金沢市	金沢市東蚊爪町352番1
農事組合法人 竹橋宮農組合	河北郡津幡町	河北郡津幡町字下中114番ほか1筆

2 認可年月日

令和2年11月27日

土地区画整理組合の解散認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

組 合 の 名 称	解 散 認 可 年 月 日
松任駅北相木地区土地区画整理組合	令和2年11月18日

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
七尾都市計画事業 七尾市万行地区土地区画整理事業
- 施行者の名称
七尾市万行地区土地区画整理組合
- 換地処分の年月日
令和2年11月13日
- 換地処分の内容
令和2年10月20日付け石川県指令都第1098号をもって認可した換地計画のとおり

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年11月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市白尾ヌ62番7	幅員 6.00m 延長 85.38m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建	令和2年11月12日

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年11月27日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党 石川県第1区総支部	荒井 淳志	鍵主 政範	金沢市若宮1丁目92 プラトン ブリエ102	衆議院議員 (候補者等)	○	令和2年10月1日
立憲民主党 石川県第3区総支部	近藤 和也	宮崎 直広	七尾市川原町60 -2	衆議院議員 (現職)	○	令和2年10月1日

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
立憲民主党 石川県総支部連合会	近藤 和也	北 武志	金沢市鞍月4丁目133 KCビル6F	令和2年10月5日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
原たくじ後援会	原 卓 二	原 智恵子	白山市千代野東4丁目6番地10	令和2年10月7日
木村伸吾事務所	木 村 伸 吾	木 村 伸 吾	白山市新成3丁目18クレール202	令和2年10月9日
今尾晃司と市政をつなぐ会	今 尾 晃 司	辻 本 昭	能美市緑が丘4丁目62番地	令和2年10月16日
石川県神谷まさゆき後援会	兼 田 春 生	村 田 世里子	金沢市広岡町イ25-10	令和2年10月19日

石川県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年11月27日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
寺越和洋後援会	作本 一正	代表者	作 本 一 正	池 田 道 之	令和2年10月10日
		会計責任者	山 田 外喜夫	作 本 一 正	令和2年10月10日
日本第一党石川県本部	浦川 修一	会計責任者	馬 場 雅 裕	山 下 直	令和2年10月29日

石川県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年11月27日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党石川県第3区総支部	近 藤 和 也	令和2年9月11日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
市民団体「オンブズマン志賀」	西 孝 夫	令和2年10月26日
西孝夫後援会	神 谷 勇 治	令和2年10月26日

石川県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年11月27日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
原 卓 二	白山市議会議員 (候補者等)	原たくじ後援会	白山市千代野東4丁目 6番地10	令和2年10月7日

石川県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

令和2年11月27日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
小池病院 介護医療院	金沢市大手町8番20号
介護医療院 まごころ	加賀市大聖寺永町イ17
介護医療院 陽だまり	能美市緑が丘11-71
二ツ屋病院 介護医療院	かほく市二ツ屋ソ72番地
介護医療院 笑福	羽咋郡志賀町高浜町への1番地1
柳田温泉病院 介護医療院	鳳珠郡能登町字上町8字393番地
医療法人社団浅ノ川 千木病院 介護医療院	金沢市千木町へ33番地1

石川県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設について、名称を変更した旨の届け出があったので、次のとおり告示する。

令和2年11月27日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

	名 称	所 在 地
新	介護医療院 悠悠	羽咋郡志賀町富来領家町への30番地
旧	医療法人平成会 介護老人保健施設 悠悠	
新	医療法人財団愛生会 浜野介護医療院	七尾市津向町野中20番1
旧	医療法人財団愛生会 浜野西病院	

